心とし、以下の６点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値でなければならない。」とあるのは「基準軸（Ｖ＝Ｈ＝０°）を中心とし、以下の６点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値の80％以上の値でなければならない。」と読み替え、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては別添62「側方反射器の技術基準」の1.ただし書、2.16.及び5.1.後段の規定は適用しないものとし、この場合において、別紙４の2.の規定中「別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第９改訂版の規則2.30.に限る。）」とあるのは、「協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第９改訂版の規則2.30.に限る。）」と読み替えるものとする。

４　側方反射器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第35条の２第５項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第９改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

（番号灯）

第49条　番号灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第36条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、施行規則第11条第３項に適合すると認められた後面に備えられた字光式自動車登録番号標であって、その機能が正常であるものは、この基準に適合するものとする。

一　普通自動車であって、車両総重量が８ｔ以上のもの、最大積載量が５ｔ以上のもの又は乗車定員が30人以上のものに備える番号灯にあっては、協定規則第４号の技術的な要件（同規則補足第19改訂版の規則5.、6.、7.、8.及び9.のうち種別２ｂに係るものに限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第４号補足第19改訂版の規則5.、6.及び9.の規定にかかわらず、光度特性は、協定規則第４号補足第19改訂版の規則10.2.に定める基準に適合すればよいものとし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第４号の技術的な要件（同規則補足第19改訂版の規則5.6.1.及び5.6.3.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

二　自動車（前号、次号及び第４号に掲げるもの並びに最高速度20km／ｈ未満の軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備える番号灯にあっては、協定規則第４号の技術的な要件（同規則補足第19改訂版の規則5.、6.、7.、8.及び9.のうち種別２ａに係るものに限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第４号補足第19改訂版の規則5.、6.及び9.の規定にかかわらず、光度特性は、協定規則第４号補足第19改訂版の規則10.2.に定める基準に適合すればよいものとし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第４号の技術的な要件

心とし、以下の６点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値でなければならない。」とあるのは「基準軸（Ｖ＝Ｈ＝０°）を中心とし、以下の６点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値の80％以上の値でなければならない。」と読み替え、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては別添62「側方反射器の技術基準」の1.ただし書、2.16.及び5.1.後段の規定は適用しないものとし、この場合において、別紙４の2.の規定中「別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第８改訂版の規則2.30.に限る。）」とあるのは、「協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第８改訂版の規則2.30.に限る。）」と読み替えるものとする。

４　側方反射器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第35条の２第５項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第８改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

（番号灯）

第49条　番号灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第36条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、施行規則第11条第３項に適合すると認められた後面に備えられた字光式自動車登録番号標であって、その機能が正常であるものは、この基準に適合するものとする。

一　普通自動車であって、車両総重量が８ｔ以上のもの、最大積載量が５ｔ以上のもの又は乗車定員が30人以上のものに備える番号灯にあっては、協定規則第４号の技術的な要件（同規則補足第18改訂版の規則5.、6.、7.、8.及び9.のうち種別２ｂに係るものに限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第４号補足第18改訂版の規則5.、6.及び9.の規定にかかわらず、光度特性は、協定規則第４号補足第18改訂版の規則10.2.に定める基準に適合すればよいものとし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第４号の技術的な要件（同規則補足第18改訂版の規則5.6.1.及び5.6.3.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

二　自動車（前号、次号及び第４号に掲げるもの並びに最高速度20km／ｈ未満の軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備える番号灯にあっては、協定規則第４号の技術的な要件（同規則補足第18改訂版の規則5.、6.、7.、8.及び9.のうち種別２ａに係るものに限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第４号補足第18改訂版の規則5.、6.及び9.の規定にかかわらず、光度特性は、協定規則第４号補足第18改訂版の規則10.2.に定める基準に適合すればよいものとし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第４号の技術的な要件